2021 年 3 月 15 日

厚生労働大臣　田村憲久　様

新型コロナ感染症（Covid-19）の影響により生活困窮状態に陥っている非正規雇用女性労働者等への緊急支援パッケージに関する要請書

会派　厚生労働部会

冒頭、新型コロナ感染症への対策が継続している中、貴職を先頭に、厚生労働省が一丸となって連日連夜のご奮闘いただいていることに敬意を表します。

さて、かねてより私たちは、新型コロナによって最も深刻な影響を受けている非正規雇用労働者、特に女性労働者への支援策の強化について、貴職に累次の要望を行ってきたところですが、この度、政府として、非正規雇用の女性労働者や生活困窮者等への追加の支援策をとりまめると伺っております。

そもそも、昨年来のコロナ禍において、非正規雇用労働者、とりわけ女性や若者が生活困窮状態に陥り、貸付や生活保護等の相談に来られる最大の理由は、解雇や雇い止めや派遣切りによる収入の喪失、シフト減や時短による大幅な収入減、そして休業が中・長期に及ぶ中で休業手当が支払われていない労働者が多数に上っているにもかかわらず、これまでの政府の支援策がこれら労働者に届いていないことです。とりわけ休業支援金については、当初の制度設計ミスのため、多くの労働者が対象外とされ、その後も修正や対象拡大は行われましたが、十分な周知が行われないままに申請期限が到来し、本来給付を受けられるべき非正規雇用労働者の多くが受給できないままとなり、困窮しています。

現時点で、政府がとりまとめる支援策の具体的内容は不明ですが、私たちがこの間、具体的な要望を行ってきた「休業支援金」や「低所得の子育て家庭への給付金」の拡充については、最低限、下記の内容が盛り込まれることを強く要望します。

記

1. 休業支援金について、昨年 4 月から 12 月分の申請期限が 3 月末までになっていますが、それを 7 月末まで延長して下さい。野村総合研究所の本年 2 月の調査結果でも、「実質的失業者」の約 5 割が休業支援金の制度を知らないと回答しています。およそ半数の方々がまだ制度を知らない以上、申請期限を延長するのは当然であり、大企業の非正規労働者の昨年分の申請締切である 7 月末に中小企業も合わせるべきです。

2. 立憲民主党など野党四党が２月に共同で提出した議員立法「コロナ非正規労働者救済法案」等においても提案している通り、雇用調整助成金の特例措置と休業支援金の支給対象期間は、緊急事態宣言の地域であるか否かにかかわらず、全国一律に６月末にして下さい。

3. 休業支援金については、周知のさらなる徹底が必要不可欠であることから、市区町村（社会福祉協議会）の緊急小口資金貸付や総合支援資金貸付の相談に来た方で、休業支援金の支給対象となる可能性のある方々については、全員に必ず休業支援金のリーフレットを手渡すとともに、申請を促すよう市区町村に至急、通知を発出して下さい。

4. また、昨年４月以降、緊急小口資金貸付や総合支援資金貸付の相談に来た方には、その多くが休業支援金の対象者である可能性が高いことから、貸付に至らなかった方々も含め、全員に休業支援金の資料を郵送し、申請を促して下さい。

5. 現状では、昨年４月にまで遡って休業支援金の申請が可能になっているのは、シフト制労働者等の方々に限られていますが、その他、常用雇用の労働者等についても、休業支援金制度の周知が不十分である以上、申請期限を７月末まで延長し、さらなる周知の徹底を図って下さい。

6. 時短や休業、シフト減をする場合で、休業手当が払われない場合には、事業主が労働者に対して、休業支援金の申請を推奨するように、厚生労働省から事業主に呼びかけ、指導して下さい。

7. １月 22 日に私たち野党四党が共同で国会提出した議員立法「子どもの貧困」給付金法案においては、ふたり親家庭も含む低所得の子育て家庭に対し、１月分と３月分の２回分の給付金（子ども１人世帯には 10 万円、子どもが１人増えるごとに６万円加算）をまとめて３月末までに支給すべきと提案しています。ついては、政府が同様の給付金を支給する場合には、少なくとも私たちが提案した額以上を進級/進学に間に合うよう、３月末までに必ず支給して下さい。

8. 私たち立憲民主党は、野党四党共同で、３月１日に議員立法「コロナ特別給付金法案」を国会提出し、住民税非課税世帯だけでなく、住民税課税世帯であっても、コロナによる減収、家計急変によって生活困窮状態にある者（下宿している大学生なども含む）約 2700 万人への 10 万円の特別給付金の支給を提案しています。政府が同様の給付金を支給する場合には、ぜひともこれ以上の対象人数や支給額の特別給付金を速やかに支給して下さい。

以上